

国務院が深圳前海深港現代サービス業協力区に関する 開発・開放の支援策を認可

中国国務院は、6月27日付けで「深圳前海深港現代サービス業協力区開発・開放に関する政策に対する国務院の回答」(国函【2012】58号¹⁾(以下、58号回答)を発表しました。前海深港現代サービス業協力区(以下、前海協力区)を経済特区よりもさらに特別な「特区の中の特区」と位置づけ、「現代サービス業体制革新区」、「現代サービス業発展集積区」、「香港と中国本土との緊密な協力の先導区」及び「珠江デルタ地域産業高度化の先導区」となることを目指して、金融、税収、法律、人材、医療及び電気通信など6つの分野において計22項目に及ぶ先行政策を行なうことを承認しました。

1. 金融面の政策

金融分野における政策としては、以下の8項目の措置が盛り込まれており、前海協力区を中国本土金融業の対外開放試験モデル地区として発展させることが目指されています。

1	域外人民元資金の還流ルートを拡張し、香港人民元オフショア業務の発展を支援することにより、クロスボーダー人民元業務革新モデル地区を構築。
2	前海協力区・香港双方の人民元建てクロスボーダーローンの支援及び積極検討。 (前海協力区の銀行による香港及び域外企業向けの人民元建て融資の支援。 CEPAの枠組みの下、香港の金融機関による前海協力区に設立された企業またはプロジェクト向けの人民元建て融資の積極的検討。)
3	国務院に認可された限度額範囲で、前海協力区で登記し一定の条件を満たす企業または金融機関による香港での人民元建て債券の発行支援。
4	前海エクイティ投資マザーファンドの設立支援。
5	香港を含む外資エクイティ投資ファンドの発展を支援し、外資エクイティ投資ファンドの資本金の人民元転・投資・基金管理の新しいモデルの模索を支援。
6	金融市場の発展をさらに推進し、香港市場への開放・拡大。 CEPAの枠組みの下、香港金融機関による前海での子会社の設立及び金融関連業務の進出ハードルの引き下げ。
7	市場機能の強化に貢献する各種革新的な金融機関の設立を支援。
8	前海協力区において、香港の金融機関およびその他の域内域外金融機関による全国管理性本部の設立を支援。

(資料)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成。

2. 税制面の政策

税制面では、以下の3項目の政策を実施しました。金融業に代表される現代サービス業

¹ 原文 : http://www.gov.cn/zwggk/2012-07/03/content_2175825.htm

や有能な人材を前海協力区に誘致し、前海協力区の現代サービス業の発展を促進させることが期待されています。

1	企業所得税減税(産業参入目録及び優遇目録を制定した上で、一定の条件を満たす企業に対し15%の企業所得税率を適用。)
2	個人所得税優遇(有能な人材に対する個人所得税の補助または免除。)
3	営業税差額納税制度試験適用(一定の条件を満たす物流企業に対する営業税差額納税制度の試験適用。)

(資料)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成。

3. 法律面の政策

法律面の政策としては、香港の仲裁機関の支店を前海協力区に設立することや、CEPA 補充協議に基づき中国・香港の弁護士事務所が共同運営方式で弁護士事務所設立することを認めることが検討されています。

4. 人材面の政策

人材面の政策としては、以下の4項目の措置が発表されています。

1	前海協力区の外国籍・香港籍・マカオ籍・台湾籍の人材や、海外華僑及び帰国留学生人材に対し、就職、生活、出入国に係る各種便宜を提供。
2	前海協力区において広東省専門資格相互認証を試験適用。
3	香港で専門職資格を有する人に対する前海協力区の企業または住民へのサービス提供の認可。
4	前海協力区において、中国公認会計士資格を取得した香港の専門家が中国本土会計士事務所のパートナーになることを試験適用。

(資料)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成。

5. 教育面の政策

教育面では、香港のサービス提供者が、前海協力区で勤務する海外永住権を取得した海外の華僑と帰国留学生の子女を対象に、前海協力区において100%出資(独資)のインターナショナルスクールの設立が承認されています。この政策は、人事面の政策を支援するための措置と言えます。

6. 医療面の政策

医療面では、香港のサービス提供者が前海協力区に独資で病院を設立することが許可されています。

7. 電気通信分野の政策

電気通信分野では、CEPAに基づき、香港・マカオの電気通信事業者が合弁会社を設立することが承認された他、電気通信事業者が前海協力区の状況に適合した料金プランを制定できることや、前海協力区における国際電気通信専用線の建設も政策に盛り込まれています。

8. まとめ

58号回答では、金融面の政策が目玉となっており、とりわけ「域外人民元資金の還流ルート」の拡張」と「前海協力区・香港双方の人民元建てクロスボーダーローン」が注目されます。

後者については積極検討段階ではありますが、この2つの政策が実施されると、香港のオフショア人民元を前海協力区を通じて、深圳及び中国本土に還流することができ、香港にとってオフショア人民元の有効な投資ルートを確認できる一方、前海協力区にとっても香港の資本を活用して前海協力区の開発と重点産業の発展を後押しすることができ、双方にとってメリットが大きいものとなっております。加えて、試験的に前海協力区及び香港の双方向で人民元建て融資が実行されることにより、香港のオフショア人民元金利水準と中国本土のオンショア人民元金利水準が収斂する可能性を期待する向きもあります。

前海協力区については、7月16日に香港で開催された投資誘致説明会において、日系企業5社を含む37社・機関による協力合意文書等への調印が行なわれましたが、その契約投資金額は2,200億元（約2兆7,000億円）に及ぶものであり、産業界の前海協力区に対する関心の高さが伺えます。

前海協力区の各種政策に係る具体的な実施細則については、国家発展改革委員会や中国人民銀行、外貨管理局、銀行業監督管理委員会、証券取引所、保険監督管理委員会、国税局など各関連部門による詳細な検討を待たなければなりませんので、引き続き政策の動向を注視していく必要があります。

以上

（執筆者：三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室 アドバイザリーチーム 朴貞子）

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京発展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255